

電動コンポストの補助率が上がりました

家庭から出る生ごみの減量化のため、電動コンポストの補助率を1/2から2/3に変更しました(上限は4万円)。他にも、ダンボールコンポストや容器型コンポストに対しても補助金を交付しています。詳しくは環境保全課にお問い合わせください。

スズメバチの駆除を行います

今年度から町がスズメバチ駆除を行います。対象はハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものです(別表参考)。※アシナガバチは対象外です。人に危害を与える恐れがあり、個人の所有する土地や建築物にあるものが対象となります(アパート、店舗などは対象外)。申請要件に該当する場合は、町から駆除業者に連絡し駆除を行います。ただし、駆除処理以外の費用は依頼者の負担となります。詳しくは環境保全課にお問い合わせください。

日本にすむ
主なスズメバチ亜科

オオスズメバチ
ヒメスズメバチ
キロスズメバチ
コガタスズメバチ
モンスズメバチ
チャイロスズメバチ
ツマアカスズメバチ
ツマグロスズメバチ
クロスズメバチ
キオビホオナガスズメバチ

※アシナガバチは対象外です

犬の登録・狂犬病予防集合注射を忘れずに

狂犬病予防法により、飼い主は飼い犬に年1回必ず予防注射を受けさせなければなりません。今回注射できない場合は、最寄りの動物病院でも受けることができます。

- 料金は1頭につき次のとおりです。
 - 登録手数料 3,000円(新規のみ)
 - 注射料 2,570円
 - 注射済票交付手数料 500円
- (平成26年度から狂犬病予防注射料金が改正され、2,570円になりました)

犬の登録・狂犬病予防集合注射日程表

期日	時間	場所
4月25日(土)	9:00 ~ 9:45	大津東区コミュニティセンター
	10:15 ~ 11:45	役場南側駐車場
4月26日(日)	9:00 ~ 9:45	町生涯学習センター駐車場
	10:15 ~ 11:45	役場南側駐車場
4月27日(月)	9:00 ~ 9:45	陣内地区公民館分館
	10:00 ~ 10:30	岩坂公民館
	10:45 ~ 11:15	錦野地区農業研修センター
	13:30 ~ 14:00	野外活動等研修センター(旧真城小)
	14:15 ~ 15:00	宮本地区農業研修センター
4月28日(火)	9:00 ~ 9:45	矢護川コミュニティセンター(旧矢護川小)
	10:00 ~ 10:30	杉上地区公民館
	10:45 ~ 11:15	人権啓発福祉センター(隣保館)
	11:00 ~ 11:45	美味野中央公園
	13:30 ~ 14:00	高尾野公民館
14:30 ~ 15:00	瀬田地区生活改善センター	

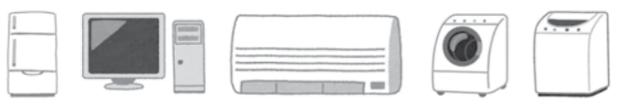
ごみの分別方法が変わります

1 新たに小型家電を資源ごみ(緑色のごみ袋)として取り扱います

●小型家電とは……
おおまかにはコードがついた電気製品です(例:ゲーム機、電動式鉛筆削り機、空気清浄機、コーヒーメーカー、ラジカセ、充電器、電気ひげそりなど)。ごみ袋に入らないものは粗大ごみとなります。

ただし、パソコンは資源有効利用促進法により、メーカーによる回収、リサイクルが行われています。各メーカーにお問い合わせください。分からない場合はパソコン3R推進センター(☎03(5282)7685)にお問い合わせください。

テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵(冷凍)庫は、家電リサイクル法に定められた特定家庭用機器です。購入店または買い替え店での引き取りが原則で、リサイクル料金と店の定める収集運搬料金が必要です。販売店が分からない時などのみ、郵便局でリサイクル券を購入のうえ、粗大ごみとして出すことができます。詳しくはお問い合わせください。



ゴミの出し方も変わります。ご注意ください!!

2 水銀体温計、水銀血圧計を特定品目(不燃ごみの日に透明な袋に入れて出すもの)として取り扱います

割れないように買った時の容器に入れるか、新聞紙で包んで「きけん」と書いて出してください。



ごみの分別については、町ホームページのごみ分別大辞典(<http://www.town.ozu.kumamoto.jp/guide/life/gomijiten.html>)をご覧ください。

ごみの分別を記載した冊子を6月をめどに作成予定です。完成次第、「広報おおづ」でお知らせしますので、必要な人は環境保全課までお越しください。

ごみカレンダーには、直接処分場に持ち込む方法やごみの分別方法の例なども記載していますので、ぜひご確認ください。

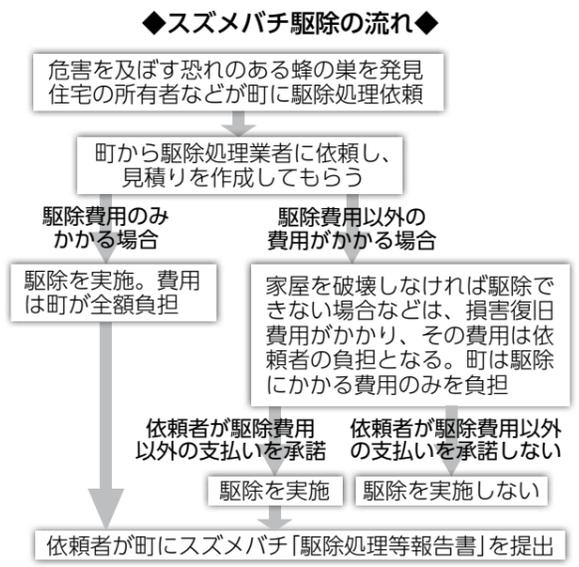
3 処分場では処理できないものもあります

車のパーツやバッテリー、塗料などの液体は処理できません。販売店に引き取ってもらうか、民間の回収業者に処理を依頼してください。缶詰やビン入りの食品は、中身は容器から出して水気を切り燃えるゴミへ、容器は洗ってビン類、缶類として出してください。

省エネ設備を設置する人に補助を行います

町では、平成19年度から資源循環型社会の形成を目指し、クリーンエネルギー利用を積極的に支援するため、省エネ設備を設置する人に予算の範囲内で補助を行っています。本年度も次のとおり実施します。

- 太陽光発電設備
太陽光発電システムにスマートメーターまたはHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)設置が条件。
補助額…最大出力値の合計値に1万円を乗じて得た額とし、5万円を限度。
- 燃料電池給湯システム(通称「エネファーム」)
経済産業省が実施する補助金(民生用燃料



電池(エネファーム)導入支援補助金の補助対象システムとして指定されたものが条件。
補助額…1システム 5万円

- ガス発電給湯システム(通称「エコウィル」)
LPガスを燃料とするガスエンジンで発電を行い、発電時に発生する排熱を給湯に利用することが条件。
補助額…1システム 5万円
- 補助対象者
町内に住所があり、自分が住んでいる町内の住宅に新たに省エネ設備を設置する人。
※補助は1世帯当たり1回限りで、既に設置してあるものについては申請できません。
- 受付期間
太陽光については、4月1日から先着順に受け付けを開始し、予算額に達した時点で受け付け終了となります。エネファームとエコウィルについては、期間を定めて公募し、応募多数の場合は抽選となります。
- 申請方法
補助を受けるためには、設置工事の着工前と完了後の2回手続きが必要です。申請するときは、申請書と必要書類を揃えて環境保全課に提出してください(申請書は町ホームページからもダウンロードできます)。
大津町ホームページ
<http://www.town.ozu.kumamoto.jp/index.html>
詳しくは役場環境保全課にお問い合わせください。